

イラク問題をめぐる国際法上の争点

— 武力行使，介入，経済制裁 —

松 隈 潤

はじめに

第1章 対イラク武力行使をめぐる国際法上の諸問題

第1節 安保理決議1441の内容

第2節 「重大な違反」に関する理論の問題点

第2章 イラク国内の人道問題への介入をめぐる国際法上の諸問題

第1節 飛行禁止空域

第2節 人道的介入

第3章 対イラク経済制裁をめぐる国際法上の諸問題

第1節 安保理決議1443および1447の内容

第2節 「石油と食糧交換プログラム」の問題点

おわりに

はじめに

1991年4月の湾岸戦争停戦決議¹の採択よりほぼ12年が経過した。また1998年12月にはイラクの大量破壊兵器開発を根拠とした米英による大規模な対イラク武力行使が行われたが、それからすでに4年が経過したことになる²。長期間にわたってイラク問題は国際社会における重大な課題として存在し続けている。

2002年末、再び対イラク武力行使の可能性が米国政府によって言及される中で、国連においては安全保障理事会が同年11月から12月にかけて3本のイラク関連の安全保障理事会決議を採択した³。本稿執筆時である2003年2月17日現在、米国等による対イラク武力行使の可能性は排除されていない。このような

状況の中で本稿においてはイラク問題に関する主要な国際法上の争点について包括的に分析したいと考える。

第一点是对イラク武力行使の問題である。湾岸戦争終了後、米軍等による対イラク武力行使が繰り返し行われる中でその国際法上の合法性の問題についてはしばしば議論がなされるようになった。たとえば1993年6月26日に米軍がイラクに対するミサイル攻撃を行った際、米国政府は自衛権による合法化を主張したが、国際法上、疑問が呈されている事例である⁴。1996年9月3日の米国によるイラクに対するミサイル攻撃についても単独国家による武力行使の事例として国際法上の合法性を疑問視する見方が強い⁵。1998年12月の事例に関する検討もふまえて、安保理決議1441を焦点とする現在の国際法上の争点について検討してみたい。

第二点はいラク北部のクルド族、および南部のシーア派教徒に対するイラク政府の弾圧に対し、湾岸戦争終結後、米、英、仏等が介入したことを契機とする諸問題である。安保理が人権の保護に対して役割を果たすべきであるか否かという問いに関しては国際社会において長期にわたって議論されてきたわけであるが⁶、1991年の安保理決議688とあわせて、この事例についてはいわゆる「人道的介入」の先例であるか否かについて議論がなされてきた⁷。当初、イラク北部のクルド族を保護するために設定された飛行禁止空域はその後、南部にも設定され、2003年2月現在においても米、英による監視活動が続けられている。手段として適切であるか否かではなく、法に基づいて行動がとられているかどうか、米、英の側に説明責任があるとする主張もある⁸。この問題も長期にわたって国際法に課題をなげかけ続けている。すなわち人権の保護と国家主権の関係である。

第三点として、対イラク経済制裁についても長期にわたって国際社会の重大課題であり続けている。国連による経済制裁措置は国連憲章に基づくものであるが、これが頻繁に発動されるようになったのは冷戦後のことである⁹。その後、経済制裁が一般国民に与える深刻な影響から、国際社会においてはより対象を絞った制裁措置の必要性が叫ばれ、スイス政府と国連が共催するかたちでインターラーケン・プロセスと呼ばれる、より実効的な経済制裁措置を検討す

る動きが出てきている¹⁰。イラクの武装解除のため、国際的圧力を継続する手段として、一般市民に犠牲の少ないかたちでの制裁が可能ではないかとする議論もある¹¹。しかしながら、これに対し現実問題としては対象を絞った経済制裁措置の実施については困難を伴うとの見解も呈示されている¹²。経済制裁措置の「成功」について評価する際に人権侵害に関する要素を考慮に加えるべきであるとの見解も主張されている¹³。また、対イラク経済制裁措置があまりにも長期化する中で、このような「経済戦争 (economic warfare)」の要素を含んだ制裁措置は国連憲章が容認するものではないとの批判もなされている¹⁴。この議論は国連憲章起草過程におけるブラジル修正案の否決やウィーン条約法条約起草過程における第三世界諸国の議論といった歴史的経緯を想起させ興味深い¹⁵。

第1章 対イラク武力行使をめぐる国際法上の諸問題

第1節 安保理決議1441の内容

安保理決議1441はその前文において、安保理が「イラクによる安保理決議の不遵守、および大量破壊兵器と長距離ミサイルの拡散が国際の平和と安全に対してもたらしている脅威を認識」し、「安保理決議678が加盟国に対し安保理決議660およびそれに引き続くすべての関連諸決議を堅持かつ履行し、その地域における国際の平和と安全を回復するために、すべての必要な手段をとることを容認していることを想起」し、「決議687において安保理は停戦が当該決議に含まれるイラクの義務を含む当該決議の諸規定のイラクによる受諾に基礎をおく旨宣言していることを想起」し、「国連憲章7章に基づいて行動する」ことを明確にしている。

そのうえで正文1において安保理は「イラクがとくに国連の査察官と国際原子力機関に協力しなかったことおよび安保理決議687の正文8から13のもつて要求されている行動を完結しなかったことによって、イラクが安保理決議687

を含む関連諸決議のもとにおける義務に重大な違反をし、かつその状態にとどまっていると決定する」とする。主文1で用いられている「重大な違反」の用語は英語ではmaterial breachであり、1998年の安保理決議1154の決議案交渉の際には安保理理事国の中に反論が強く、その用語の使用が注意深く避けられたものである。

この用語は米国の解釈によればウイーン条約法条約の第60条に対応するものである。すなわち「二国間の条約につきその一方の当事国による重大な違反があった場合には、他方の当事国は当該違反を条約の終了又は条約の全部若しくは一部の運用停止の根拠として援用することができる」とする同条約の規定を安保理決議687に援用して、湾岸戦争の停戦決議としての安保理決議687に関するイラクによる重大な違反が停戦決議を終了または運用停止させ、安保理決議678によって多国籍軍に対して容認された対イラク武力行使の権限を再び多国籍軍に容認するものであるとの理論がこの用語の背景にある。それだけに安保理決議1154等ではその使用が回避されたわけであるが、今回は米英共同提案による本件決議案からこの用語が削除されず採択されている。しかしながら、第2節において詳述するが、条約法条約を援用した「重大な違反」の法理は国際法上問題のあるものであり、この用語から直ちに武力行使の容認を導き出すことができるわけではない。

さて、主文2は安保理が「主文1を認識する一方、イラクに対しこの決議によって、安保理の関連決議のものと武装解除義務を履行する最後の機会を提供することを決定する。それゆえ安保理決議687およびそれに引き続く安保理決議において設定された武装解除プロセスに対し完全かつ検証された完結をもたらす目的をもって強化された査察制度を設置することを決定する」とする。主文3がイラクに対し安保理決議1441採択の日付である2002年11月8日より30日以内にUNMOVIC、IAEAおよび安保理に対して大量破壊兵器に関する正確かつ完全な宣言をする旨要求しているので、2002年12月8日がイラクによる宣言のデッドラインとなったのである。イラクは2002年12月7日にUNMOVIC、IAEAおよび安保理に対して12000ページにおよぶ宣言を提出したが、これに対する国連および安保理理事国の評価は厳しいものであった。

主文4はイラクが宣言において虚偽の声明や省略をした場合、または決議の履行を怠った場合、これがイラクの義務に対するさらなる重大な違反を構成し、これについては本決議の主文11および12にしたがって安保理に評価のため報告されなければならないとしている。

主文5はイラクに対し、UNMOVICおよびIAEAによる査察に無条件かつ無制限のアクセスを与えるように要求している。

主文6はUNMOVICおよびIAEAのイラク政府に対する2002年10月8日付の書簡を確認しているが、決議の付属文書として当該書簡を添付し¹⁶、その内容がイラクを拘束する旨決定するとしている。当該書簡はUNMOVICのブリクス委員長とIAEAのエルバラダイ事務局長の共同書簡であり、イラク大統領府のアル＝サァディ顧問に宛てたものである。その内容は査察再開へ向けてのウィーンにおける会合でのUNMOVIC、IAEAとイラク政府間の合意内容を確認したものである。

主文7はUNMOVICとIAEAの査察活動について修正または追加した権限を付与したものであり、これがイラクを拘束するとしている。

主文8は安保理決議を堅持するための行動をとっている国連、IAEAおよび加盟国の代表者および人員に対し、イラクは敵対的な行動をとったりまたその脅威を与えたりしてはならない旨決定している。

主文9は国連事務総長に対して即座にイラクに拘束力のある本決議を通知し、通知後7日以内にイラクが本決議を完全に遵守する意思を確認するよう要求し、イラクが即時かつ無条件かつ積極的にUNMOVICおよびIAEAに協力するよう要求する旨求めている。

主文10は加盟国に対してUNMOVICおよびIAEAに協力し、人員や情報の提供を行うことを要求している。

主文11はUNMOVIC委員長およびIAEA事務局長に対して査察に対するイラク側の妨害行為があった場合、また義務違反があった場合に安保理に直ちに報告するよう指示している。

主文12は主文4または11に関する報告を受けた場合には、状況について検討するため直ちに安保理が協議を行う旨定めている。この主文12の文言をフラン

ス等の諸国は重視している。

本文13は安保理がイラクに対しその継続した義務違反によって重大な結果に直面するであろう旨繰り返し警告していることを想起するとしている。

本文14は安保理がこの問題に引き続き取り組む旨決定している。

さて安保理決議1441は全会一致で採択されたが、この時点における安保理のメンバー国はブルガリア、カメルーン、中国、コロンビア、フランス、ギニア、アイルランド、モーリシャス、メキシコ、ノルウェー、ロシア、シンガポール、シリア、イギリス、アメリカの15カ国であった。2002年11月8日の安保理第4644回公式会合は米英共同提案による本件決議をまず全会一致で採択し、その後コフィ・アナン国連事務総長による声明が行われ、それに引き続いて各国による投票理由説明が行われるという形式をとった¹⁷。

国連事務総長は声明の中で「もしイラクの反抗が継続するならば、安保理はその責任に直面しなければならぬ」旨言及している。この表現は2002年9月12日に事務総長が国連総会における声明の中でも使用したものであるが¹⁸、後述する米国の投票理由説明の中には米国がこの事務総長の見解に賛同する旨の言及がある。

常任理事国の投票理由説明の中から注目すべき点を指摘するならば、まず米国は本件決議によってイラクに対し武装解除を強制し、さもなければ「結果に直面する」ことになる旨の明確なメッセージを送る旨主張する。この「結果」については投票理由説明の後半部分では「最も重大な結果」の用語が用いられている。米国によれば本件決議はイラクが武装解除義務に関して「重大な違反」の状態にある旨確認しているものであり、イラクに義務履行の最後の機会を与えるものであるとする。そのうえで米国は本件決議は武力行使に関し「隠された引き金 (hidden triggers)」や「自動性 (automaticity)」を含んでいるものではないとし、イラクによるさらなる義務違反が報告された場合には安保理において再度協議されることになる旨強調している。しかしながらそのうえで米国は、安保理がイラクのさらなる義務違反に対し断固とした行動をとることができない場合には、本件決議はイラクによりもたらされた脅威に対抗して自ら

を防衛するため、あるいは関連安保理決議を実施して世界の安全と平和を守るために加盟国が行動することを抑制するものではないと主張するのである。

英国はイラク政府が明白な選択、すなわち「完全な武装解除」か、本件決議主文13の「重大な結果」かの選択に直面したと述べる。また、米国の投票理由説明の内容を繰り返すかたちで本件決議は「自動性」を含意していない旨強調している。

フランスは自国の主張した「二段階アプローチ」を反映し安保理の役割と権限を強化した本件決議を良い決議であるとみなしている旨述べる。すなわちイラクの義務違反がUNMOVICないしIAEAによって報告された場合にはただちに安保理が会合をもつのであって、この点で自動性の要素は排除された旨強調している。

ロシアは本件決議が自動的武力行使に関する規定を一切含んでいない旨強調している。またロシアは本件決議が戦争の直接的脅威を回避し、政治的外交的解決への道を開いたことが最も重要な点であるとし、情勢について協議するのは安保理である旨強調している。

中国は「二段階アプローチ」を支持する旨述べている。また中国は本件決議が武力行使容認の自動性を含意するものではない旨強調している。

第2節 「重大な違反」の理論の問題点

「重大な違反 (material breach)」の理論は米国政府によってしばしば主張されてきた。すなわち安保理決議687は安保理決議678による武力行使の容認を停止したのであって終了させたわけではないから、イラクの側に安保理決議687に関する重大な違反があれば、米国は安保理のさらなる容認を得ずに武力行使ができるとするものである。1998年12月の米英軍によるイラク空爆の際にも武力行使の合法化の根拠としてこの理論が使用された。しかしながらこれに対して安保理決議687の主文34の文言の解釈からは安保理の容認を得ない個別国家による武力行使は排除されているとの批判がある¹⁹。1998年、米英による武力行使の可能性が高まる中においても、国際法学者の中には関連安保理決議はイラ

クの側に深刻な義務違反があることを認定してはいるが、それが直ちに武力行使を容認しているものではないとして武力行使の合法性に疑問を呈する者もあった²⁰。安保理決議687については同決議はさらなる安保理の容認なくして武力行使を許容するものと解釈されるべきではないとする立場が強く主張されていた²¹。また、いかなる軍事行動も国家の単独の意思決定によってとられるべきではなく、安保理による容認が必要であるとの主張が多くの国際法学者によってなされていた²²。そのような立場からは安保理決議687によって米英の単独の軍事行動を合法であるとみなすことは困難であろう²³。また、国家慣行、法的信念の検討においても国際社会においては一方的武力行使については否定的見解が強い²⁴。1998年のアメリカ国際法学会年次研究大会においてもパネルにおいて対イラク武力行使の合法性の問題がとりあげられたが、一方的武力行使については批判的な見解も強く表明されていた²⁵。

さて安保理決議687に関する「重大な違反」について考察する場合に、そもそも安保理決議687がイラクに対しどのような義務の履行を要求しているのかという点について再検討する必要性がある²⁶。ガリ前国連事務総長が述べたように安保理決議687は史上最長の安保理決議であり、また複雑なものである²⁷。まず、「クウェイトの主権と新しい国境の承認」であるが、これは1994年11月にイラク側が承認している。「非武装地帯の受諾」についても湾岸戦争終結時にイラクは受け入れている。「弾道ミサイル、化学兵器、生物兵器に関する査察と廃棄」であるが、これは2003年2月現在においても最も注目されている課題であり、部分的に履行されているという評価が適切であろう。「核兵器開発能力の廃棄」についてはIAEAによる査察が2003年2月現在においても行われており完全履行とはまだ言えないであろう。「クウェイトへの資産返還」であるがこれは部分的に履行されている。「戦争損害に対する賠償責任の受諾」についてはイラクによる安保理決議986の受諾によってその資金の一部が賠償に用いられているところである。「行方不明者の帰還」については部分的履行、「テロの放棄」については公式の誓約はないが、他方、イラク政府がテロに直接的に関与しているとの確証もないというのが現状であろう。

そもそも「重大な違反 (material breach)」の理論とは前述の通りウィーン条約

法条約第60条に依拠したものである。ウィーン条約法条約の起草過程において対イラク武力行使のような事態にこの理論が援用されることを想定していた由もない。条約締結時のコメントリーにおいては、当時の国家慣行がこの条文による権利行使の範囲を特定するに十分でない旨指摘している²⁸。また第60条第2項(c)の文言、「条約の性質上、一の当事国による重大な違反が条約に基づく義務の履行の継続についてのすべての当事国の立場を根本的に変更するものであるときは、当該違反を行った国以外の当事国は、当該違反を自国につき条約の全部または一部の運用を停止する根拠として援用することができる」が、軍縮条約等を想定していたとする指摘は興味深い²⁹。

対イラク武力行使については条約法の理論である「重大な違反」の理論を条約ではない安保理決議に援用することは困難であろう。前節で検討した通り、安保理決議1441自体は主文12において武力行使の自動的容認を排除しているわけであり、2003年1月27日にはイラクにおける査察の進展に関する報告を受けて安保理が公開の公式会合を開き、また1月29日には非公式会合を開催した。1月27日の安保理公式会合においてはブリクスUNMOVIC委員長およびエルバラダイIAEA事務局長により、2002年12月7日のイラクによる宣言と2002年11月27日に約4年ぶりに再開された査察の進捗状況に関する報告が行われた。ブリクス委員長は、イラクの宣言はミサイルとバイオテクノロジーに関しては新たな内容を含んではいるが、全体として過去の申告書を再度印刷したものであり、とくに化学兵器および生物兵器に関する大量破壊兵器廃棄に関して多くの未解明の疑問が残されている旨報告している。これに対し、エルバラダイ事務局長は過去2ヶ月間の査察の進捗状況を「大きな進展」と評価し、さらに数ヶ月間の査察が継続されるならばイラクに核兵器開発プログラムは存在しない旨の確証が提示できると考えられ、その数ヶ月は平和のための貴重な投資となる旨言及している³⁰。

1月29日の安保理非公式会合は、1月28日にブッシュ米大統領が一般教書演説の中でイラクの大量破壊兵器開発等の証拠を国連に示す旨表明したため、27日の報告に関する評価は行わず、2月5日に安保理外相級会合を開催することを決定した。

さてイラクによる義務違反を主張して武力行使容認に関する決議を提案し、それが採択できなかった場合にどのような事態が想定されているのであろうか。かりに武力行使を容認するさらなる安保理決議が採択されるとしても、その国際法上の合法性の根拠は何であるのか、国連憲章第39条の「平和に対する脅威」の拡大解釈の危険性はないか、検討すべき課題は残されるわけである。もちろん、その場面においては「武力行使に関する合法性と正当性」の議論も行われる必要がある。すなわち、既存の国際法においては違法とされる武力行使が、国際社会のコンセンサスによって正当であるとみなされる可能性も理論的には排除されないわけである³¹。しかしながら2003年2月10日の独仏口共同宣言³²の内容等にみられる各国の対応や国際世論の動向はそのようなコンセンサスの存在を否定しているように見受けられる。さらにこのイラク問題に対する対処を通じて国際社会において安保理自体の正当性に関する議論が高まっている点も指摘しておく必要がある³³。

現在、米国は英国とともに一方では国連による集団安全保障システムに依拠すべく武力行使を容認する新たな安保理決議の草案を作成し、その採択の可能性を模索しているが、他方、安保理決議687に合法性の根拠を求める「重大な違反」の理論にも引き続き依拠しているために、新たな安保理決議は「あれば望ましいが、必要不可欠ではない」との結論にいたるのである。さて、2003年1月28日のブッシュ米大統領による一般教書演説の中では「イラクが大量破壊兵器をテロ国家・集団に売り渡す可能性がある」旨主張しており、米国政府は2001年9月11日の同時多発テロに始まる「対テロ戦争」の分脈の中に今回の対イラク武力行使の可能性を位置付けていると考えられる。2003年2月5日のパウエル国務長官による安保理外相級会合における情報提示においてもイラクとテロ組織との関連性について強調している³⁴。しかし、かりに米国政府等が急迫の危険に対処する措置が必要である旨の確証を有しているのであれば、武力行使を容認する新たな安保理決議が採択されない場合には、むしろ米国等による対イラク武力行使は先制的自衛の行動である旨、主張すべきであるとは言えないであろうか。もちろん国際法上は自衛権行使の形態として先制的自衛の合法性については否定的な見解が強いところである。先制的自衛の合法化可能性を強

調する論者も、現在のイラクの状況において先制的自衛を正当化するだけの根拠があるとの確証がないため、「重大な違反」の理論に戻って国連による集団安全保障のシステムに依拠することになるわけである。

第2章 イラク国内の人道問題への介入をめぐる国際法上の諸問題

第1節 飛行禁止空域

飛行禁止空域については1991年4月の米、英、仏軍によるイラク北部のクルド族保護のための軍事行動に起源を有している。その意味では第1章で検討した武力行使の範疇に入る問題でもあるわけであるが、特殊問題として区別して論じたい。1991年6月、米軍の主導によりイラクの北緯36度線以北に飛行禁止空域が設定された。1992年8月には北緯32度線以南に南部の飛行禁止空域が設定された。安保理決議によって明確に容認されたものではなかったが、米国防省は国連による容認がある旨説明している³⁵。この活動は当初、安保理決議688を堅持するための活動であると主張されたが、安保理決議688は国連憲章第7章に基づく措置ではなく、また武力行使も容認していなかったため法的根拠が乏しいとみなされた。しかしながら、米英は飛行禁止空域の設定については引き続き安保理決議688を実施するためのものである旨主張したのである³⁶。

イラク北部における飛行禁止空域の設定と援助活動は当初、Operation Provide Comfort と呼称されていた。人道的側面が国連に引きつがれた後、フランスはその活動から撤退し、飛行禁止空域の監視活動は Operation Northern Watch に名称変更した。また南部における活動は Operation Southern Watch と呼称され、1996年には米国政府によりその北緯33度線以南への拡張が宣言された。Operation Provide Comfort に比べその後の活動は安保理決議688との直接的な関連性が薄いわけであるが³⁷、引き続き安保理決議688が合法化の根拠として用いられている。さらに、Operation Provide Comfort にしても諸国による単独の軍事介入ではないかとの強い批判がある³⁸。国家の

一方的行為が認められるのは国連憲章51条の自衛権に基づく場合であるが、本件において自衛権を援用することは困難であろう³⁹。

第2節 人道的介入

湾岸戦争後、イラクが北部のクルド族、また南部のシーア派教徒に対する迫害を再開した当初、国際社会はこれをイラクの国内問題として静観する向きもあった。すなわちこの時点においては国際社会において人道的介入に関する確立した原則は存在しなかったわけである。その後、フランスの圧力もあって安保理が前節で述べた通り決議688を採択した。この決議は武力行使を容認したものではないが、米、英、仏は安保理による明確な容認なしにイラク国内のクルド族、シーア派教徒に関する問題に介入を始めたのである。事後に英国が人道的介入の議論を使用した⁴⁰。それは国際法上、これまで一般的に使用されていた人道的介入の概念とは異なるものであるが、冷戦後の人道的介入の先例として本件がとりあげられることが多い⁴¹。

イラク北部で1991年4月中旬に米、英、仏軍は「安全地帯」を設定、援助活動を実施したが、後に国連の手に引き渡された⁴²。さて、安保理決議688の採択にあたっては10ヶ国の賛成投票しか得られていない。すなわちキューバ、イエメン、ジンバブエは反対投票し、中国、インドは棄権している。第三世界諸国は人道的介入の理論は危険性を伴うと判断したのである⁴³。安保理決議688は特殊な決議であることは疑いない。人権侵害が平和に対する脅威を構成すると認定している点に関しては他の決議よりも明確である⁴⁴。しかしながら今日においても第三世界諸国は安保理が「平和に対する脅威」の概念を拡大解釈することに対して批判的である⁴⁵。

第3章 対イラク経済制裁をめぐる国際法上の諸問題

第1節 安保理決議1443および1447の内容

対イラク経済制裁措置は湾岸戦争時より12年以上にわたって継続されているものであるが、それがイラク国内の一般市民に与えている人道的被害について国際社会の注目を集めてきた。対イラク経済制裁措置に批判的な論者の中には、これを国連によるジェノサイドであると指摘する者までである⁴⁶。とくにジェノサイドの用語が元国連職員でイラク援助に直接携わった責任者によって使用される場合に、その指摘は重く受け止めるべきであろう⁴⁷。ジェノサイドの用語を使用することに関しては国際法上は問題があると考えられるが、経済制裁措置が予期せぬ結果をもたらしていることは事実であろう⁴⁸。歴史上、大量破壊兵器がもたらした惨害よりも経済制裁が引き起こしている人道的被害の方が大きいとする見方もある⁴⁹。経済制裁措置の解除についてはこれまでも様々な提案がなされてきた⁵⁰。その指摘の可否は別としても、イラク国内の人道状況が国連による経済制裁措置によって悪化していることは統計上、事実であると認識して良いであろう⁵¹。2000年6月に国連の「人権の促進と保護に関する小委員会」がまとめた報告書もこの認識を示している⁵²。また経済制裁措置の実施にあたって飢餓や伝染病を引き起こす場合には被害者に対する援助を与え、また経済制裁措置自体の変更や解除を検討すべきであるとする主張は国際人道法の精神に沿ったものであるとみなされている⁵³。

もちろん1990年の安保理決議661の時点から人道目的に限って医薬品と食糧については経済制裁の対象から除外されていた⁵⁴。しかしこれでは十分ではなく、「石油と食糧交換プログラム」が考案されたわけであるが、イラク国内の一般市民の生命に対する権利の保障について安保理が適切な措置をとっているかという点については疑問が呈示されてきている⁵⁵。すなわち「石油と食糧交換プログラム」はさらなる事態の悪化を回避するうえでは役立っているが、イラク国民の人道状況の改善には程遠いという見方である⁵⁶。マックス・プランク外国公法・国際法研究所のプロヴァイン教授も「制裁と人権の問題に関し法律家

の関心を高める必要性がある」旨言及している⁵⁷。実際、国連の人権機関においては検討が進められており、1997年には経済的社会的及び文化的権利に関する委員会が一般的勧告8として「経済制裁と経済的社会的及び文化的権利の尊重の関係」に関する勧告を提出している⁵⁸。また2000年には国連人権高等弁務官事務所が対イラク経済制裁措置を対象として人権に与えるインパクトを検討した報告書を作成している⁵⁹。

2002年5月14日には安保理決議1407が採択され、汎用性のある物資についてイラクに輸出する場合の規制を強化するためのリストが同時に採択された⁶⁰。この決議の採択にあたっては安保理非常任理事国であるシリアが「イラクに対する経済制裁を解除すべき時がきている」旨投票理由説明の中で主張したが、結果的には全会一致で採択されている⁶¹。安保理決議1407によって「石油と食糧交換プログラム」によるイラクへの物資輸出の手続きが変更され、国連イラクプログラムから関連企業等に対し情報提供が行われている⁶²。

対イラク武力行使の可能性が高まる中で2002年11月19日、国連イラクプログラムのセヴァン事務局長は安保理の非公式会合において、「現在、大量破壊兵器査察に関する問題に国際社会の関心が集中することはやむをえないが、人道的問題についても引き続き注意が向けられることを望む」旨訴えている⁶³。

2002年11月25日、安保理第4650回公式会合において安保理決議1443が採択された。この決議はブルガリアと英国の共同提案によるもので投票理由説明は行われずに全会一致で採択されている⁶⁴。安保理決議1443の際立った特徴としては、一般的に「石油と食糧交換プログラム」の延長決議が180日間、すなわち半年間の期限で更新されるのに対し、この決議はその主文1で2002年12月4日まで、すなわちわずか9日間の期限延長を認めたに過ぎないことである⁶⁵。安保理決議1409が容認したプログラムの延長期間である180日が11月25日に期限を迎えることから、「石油と食糧交換プログラム」を存続させるために必要とされた決議であるが、米国が汎用性のある物質のイラクによる輸入が大量破壊兵器の開発につながっていると疑念から、期限の延長に強く反対したために妥協的決議として採択されたものである。

その後、イラク側が国連による大量破壊兵器の査察を受け入れる旨の声明を

出したことによって状況が変化し、安保理は「石油と食糧交換プログラム」を通常の180日間延長するための協議に入った。安保理決議1447は2002年12月4日に安保理において全会一致で採択されたが、本決議を採択した安保理第4656回公式会合においては各国による投票理由説明は行われず、ただちに投票がなされている⁶⁶。

安保理決議1447は主文1において「石油と食糧交換プログラム」を2002年12月5日より180日間延長する旨決議している。主文2においては米国の意向を反映したかたちで「物資検討リスト」⁶⁷とその実施のための手続きに必要とされる調整を決議採択後30日以内に採択し、その後、定期的かつ全面的に再検討するとしている。

第2節 「石油と食糧交換プログラム」の問題点

経済制裁措置に伴う一般市民への人道的な被害に対処するため、人道的例外措置として考案されたのが「石油と食糧交換プログラム」である。1995年の安保理決議986に基づいて1996年より実施された本件プログラムにおいて当初はイラクの石油輸出による収入の53%がイラク中部及び南部へ、13%が北部へ、30%が賠償基金へ、その他が国連の事務経費やトルコに対する石油輸送費用の支払いへ充当された⁶⁸。しかしながらプログラムの実効性についてはNGOあるいは国連の援助機関によって疑問が呈されてきた。とくに経済制裁措置自体が大規模人権侵害を引き起こしている旨の批判があった⁶⁹。安保理が基本的人権の保障に違反しているとする指摘である⁷⁰。本件は経済制裁措置のもたらす付随的損害について国際社会の関心を集めてきた事例であると言える⁷¹。安保理に対して批判的な論者からは「安保理も当然のことながら国際法の規制の下にある」旨繰り返し主張されてきた⁷²。

イラクに関する経済制裁措置の人道的例外措置が「石油と食糧交換プログラム」と呼称されていることから、人権の中でもとくに「食糧に対する権利」との関係において議論することも可能である。「食糧に対する権利」については近年、国連総会決議⁷³、経済的社会的および文化的権利に関する委員会の一般

的勧告⁷⁴，また国連人権高等弁務官の報告書ならびに国連人権委員会の決議⁷⁵が採択されるなど，国際社会において引き続き関心を集めている分野である⁷⁶。「食糧に対する権利」は国際法上の強行規範であるとする議論もある⁷⁷。理論的には，制裁対象国の一般市民の「食糧に対する権利」を侵害する経済制裁措置は国際法上違法であるとする議論も可能であろうが，国際社会の本質的な問題点はむしろ規範を実施するための政治的意思に欠けている点であろう⁷⁸。

しかしながら，少なくとも国連加盟国の多くが経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約の当事国である以上，国連による経済制裁措置自体が対象国の一般市民の人権を侵害するという結果についてはこれを回避する義務があると言える⁷⁹。安保理の経済制裁に関する決定は国連憲章の目的に適合したものである必要性があり，この目的の中に人権の保障が含まれることは疑いのないことである⁸⁰。

経済制裁措置に関する人道的例外措置に関連して，イラク制裁委員会の機能についても問題点が提起されてきている。とくにそのプロセスが「政治化」しているとする批判である⁸¹。また，国連諸機関による人道援助活動も経済制裁措置自体がもつ政治性に影響される面があるとの分析もなされている⁸²。

さらに国連総会の補助機関として活動している UNICEF のような援助機関が実際にイラク国内における人道援助活動に従事する中で「石油と食糧交換プログラム」の問題点を指摘し，改善を求めている⁸³。英国の研究者の中には対イラク経済制裁そのものに疑問を有し，英国政府の対米関係重視の立場に批判的な主張もある⁸⁴。

12年以上におよぶ対イラク経済制裁措置の中で国連による経済制裁措置について国際法の発展がみられることは確かであろう。すなわち国連憲章第7章に基づく経済制裁措置に対して少なくともいくつかの法的原則が適用される旨のコンセンサスが国連加盟諸国の中に成立していると考えられる⁸⁵。たとえば安保理が経済制裁措置を発動する場合には，常に均衡性原則が要件とされるわけである⁸⁶。また，経済制裁措置においては対世的義務が問題となっている旨指摘することができる。すなわちある国家の行動が直接的に第三国に影響していないとしても対世的義務に違反しているのですべての国家がこれに対応する権

利を有するとの認識である⁸⁷。

他方、経済制裁措置に関連してここにおいても安保理の正当性に関する議論が高まっていることを指摘しなければならない。たとえば安保理が国連憲章第39条に基づいて事実調査の権能を有していることは確かであるが、時として安保理は司法的役割をも果たしているとする批判がある。すなわち対イラク経済制裁決議である安保理決議687の主文16などがその例として指摘されるわけであるが、ここでイラクの損害賠償責任の認定等については安保理ではなく国際司法裁判所が決定すべき事項である旨の批判がなされるわけである⁸⁸。国際裁判制度の限界として、国際司法裁判所による「安保理決議に基づく経済制裁措置自体の国際法上の合法性審査」は実際上困難であろう。しかしながら、正当性との関係では広範な人道問題を引き起こしている経済制裁措置の場合には、少なくとも国際社会の支持を失うという点は指摘することができるであろう⁸⁹。

おわりに

本稿においてはイラク問題に関する主要な国際法上の争点について分析してきた。国際社会が直面している重大問題であるだけに、法規範の形成、国家慣行の発展については引き続き注視していく必要がある。結びにかえて、上記の争点に関し若干の問題提起をしたい。

対イラク武力行使に関しては、2003年2月14日の安保理公式会合においてブリスUNMOVIC委員長とエルバラダイIAEA事務局長が査察に関する追加報告を行い、15理事国がこれに対する意見表明を行った。安保理理事国の多数が査察の継続を求める旨の意見表明を行っており⁹⁰、武力行使容認を求める米英との間で対立は深まっているように見受けられる。今後、情勢の変化の中で国際的なフォーラムにおける議論が政治的、軍事的正当性に関する議論に偏る可能性がある。しかしながら、国際法上の合法性に関する議論はそれ自体として重要なものであって、過小評価されるべきではない。「重大な違反」の理論は国際法上容認の困難な法理であり、武力行使に関してなお国際法上の合法性を

主張しようとする論者は他の法理による合法化の可能性を検討すべきであろう。

イラク国内の人道問題に対する介入は国家主権との関係で慎重に判断すべきものである。しかしながら、他方、安保理がそのマンデートを拡大解釈することも過小評価することも国際の平和と安全にとって危険であるとする指摘にも耳を傾けねばならないであろう⁹¹。国連にとっては事例ごとの個別の対処ではなくいかに体系的に人権侵害に対処することができるかという点が課題である⁹²。飛行禁止空域についてはその設定についてすら安保理決議688に関連する規定がないと考えられ、米国によるその一方的延長措置等に関しては国際法上の合法性に疑問がある⁹³。

経済制裁措置についてはこれまでの研究が指摘しているように一般市民に大規模な人権侵害を生じる包括的経済制裁の形式を改め、より対象を絞った制裁措置について検討すべき段階にいたっているものとする⁹⁴。またイラク問題が提起している課題として経済制裁措置の実施が一般市民に与える被害が甚大である以上、安保理はその意思決定にあたっては武力行使を容認する際と同様な厳格な要件のもとに経済制裁の実施について判断すべきであると言えよう⁹⁵。「石油と食糧交換プログラム」については科学的調査に基づいた評価が必要であるが、すでにこれまでに行われているいくつかの調査報告に依拠して判断する場合に、その実効性が十分でないことは否定できない⁹⁶。人権問題が国際社会においてとりあげられる際に、NGO等の国家ではないアクターが重要な役割を果たす旨しばしば指摘されるが、イラクにおける人道援助においても実際的にはNGO等の果たしている役割は大きいであろう。しかしながら、国際秩序を構築するうえで国家が依然として主要なアクターであることは疑いなく、提唱される「新人間・経済秩序」の実現のために国連が果たすべき役割は引き続き重大である⁹⁷。しばしば議論される経済安全保障理事会の構想は本件のような経済制裁措置と人権の問題に関してはどのように対応するものとなるのであろうか⁹⁸。国連システム全体の再検討が必要であろう。

- 1 S/RES/687 (1991)
- 2 1998年12月の米英による対イラク武力行使については拙稿「国際社会における武力行使禁止原則の変容(1)」『西南学院大学法学論集』第32巻第1号(1999年)参照。
- 3 S/RES/1441(2002), S/RES/1443(2002), S/RES/1447(2002)
- 4 Dino Kritsiotis, “The legality of the 1993 US missile strike on Iraq and the right of self-defence in international law,” *International and Comparative Law Quarterly*, vol.45, 1996, pp. 174-175.
- 5 Gavin A. Symes, “Force without Law : Seeking a Legal Justification for the September 1996 U.S. Military Intervention in Iraq,” *Michigan Journal of International Law*, vol. 19, no. 2, 1998, pp. 582-583.
- 6 Nico Schrijver, “Sovereignty versus Human Rights ? A Tale of UN Security Council Resolution 688 (1991) on the Protection of the Kurdish People,” in Monique Castermans-Holleman, Fried van Hoof & Jacqueline Smith, eds., *The Role of the Nation-State in the 21st Century, Human Rights, International Organisations and Foreign Policy*, Kluwer Law International, 1998, pp. 347-357.
- 7 Inger Osterdahl, “By All Means, Intervene ! — The Security Council and the Use of Force under Chapter VII of the UN Charter in Iraq (to protect the Kurds), in Bosnia, Somalia, Rwanda and Haiti,” *Nordic Journal of International Law*, vol.66, 1997, pp. 246-247.
- 8 Alan D. Surchin, “Terror and the Law : The Unilateral Use of Force and the June 1993 Bombing of Baghdad,” *Duke Journal of Comparative & International Law*, vol.5, 1995, pp. 457-497.
- 9 Andreas F. Lowenfeld, *International Economic Law*, Oxford University Press, 2002, pp. 701-719.
- 10 The Swiss Confederation in cooperation with the United Nations Secretariat and the Watson Institute for International Studies, Brown University, *Targeted Financial Sanctions, A Manual for Design and Implementation, Contribution from the Interlaken Process*, Thomas J. Watson Jr. Institute for International Studies, 2001.
- 11 David Cortright and George A. Lopez, “Are Sanctions Just ? The Problematic Case of Iraq,” *Journal of International Affairs*, vol.52, no.2, 1999, pp. 750-754.
- 12 Chantal de Jonge Oudraat, “Making Economic Sanctions Work,” *Survival*, vol.42, no.3, 2000, pp. 121-122.
- 13 Hadewych Hazelzet, “Assessing the Suffering form ‘Successful’ Sanctions : An Ethical Approach,” in Genugten, Wilhelmus J., ed., *United Nations Sanctions : Effectiveness and Effects, Especially in the field of human rights ; a multi-disciplinary approach*, Intersentia, 1999, pp. 74-77.

- 14 Paul Conlon, "The Humanitarian Mitigation of UN Sanctions," *German Yearbook of International Law*, vol.39, 1996, pp. 278-279.
- 15 Ignaz Seidl-Hohenveldern, *International Economic Law, 3rd Revised Edition*, Kluwer Law International, 1999, pp. 159-168.
- 16 S/RES/1441 (2002) Annex
- 17 S/PV.4644
- 18 A/57/PV.2, p.3
- 19 Michael Byers, "The Shifting Foundations of International Law : A Decade of Forceful Measures against Iraq," *European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 23-27.
- 20 Marc Weller, "The Threat or Use of Force in a Unipolar World : The Iraq Crisis of Winter 1997/98," *International Peacekeeping*, January 1998-April 1998, 1998, pp. 70-71.
- 21 Nigel D. White, "The Legality of the Threat of Force Against Iraq," *Security Dialogue*, vol.30, no.1, 1999, pp. 82-85.
- 22 D.A.Leurdijk and R.C.R.Siekman, "The Legal Basis for Military Action Against Iraq," *International Peacekeeping*, January 1998-April 1998, 1998, pp. 75-76.
- 23 Rex J. Zedalis, "Dealing with the Weapons Inspections Crisis in Iraq," *ZaöRV* vol.59, no.4, 1999, pp. 38-44.
- 24 Christine Chinkin, "The state that acts alone : Bully, Good Samaritan or Iconoclast ?," *European Journal of International Law*, vol.11, no.1, 2000, pp. 40-41.
- 25 The American Society of International Law, *Proceedings of the 92nd Annual Meeting 1998*, pp. 136-150.
- 26 David Cortright and George A. Lopez, ed., *The Sanctions Decade ? Assessing UN Strategies in the 1990s*, Lynne Rienner Publishers, 2000, pp. 39-43.
- 27 Niblock, Tim, "Pariah states" & sanctions in the Middle East, Rienner, 2001, pp. 97-109.
- 28 Dietrich Rauschnig, ed., *The Vienna Convention on the Law of Treaties, Travaux Préparatoires*, Alfred Metzner Verlag GmbH, 1978, pp. 405-414.
- 29 Sir Ian Sinclair, *The Vienna Convention on the Law of Treaties, Second edition*, Manchester University Press, 1984, pp. 185-196.
- 30 S/PV. 4692
- 31 正当性についてたとえば以下の文献がある。
Jean-Marc Coicand, *Légitimité et Politique*, Pr. Univ. de France, 1997.
- 32 Joint declaration by Russia, Germany and France on Iraq (Paris, 10 February 2003).
- 33 Bardo Fassbender, "Uncertain Steps into a Post- Cold War World : The Role and Functioning of the UN Security Council after a Decade of Measures against Iraq,"

- European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 292-295.
- 34 S/PV. 4701
- 35 Alain E. Boileau, "To the Suburbs of Baghdad: Clinton's Extension of the Southern Iraqi No-Fly Zone," *ILSA Journal of International & Comparative Law*, vol.3, 1996, pp. 881-888.
- 36 Christine Gray, "From Unity to Polarization : International Law and the Use of Force against Iraq," *European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 11-14.
- 37 Michael N. Schmitt, "Clipped Wings : Effective and Legal No-fly Zone Rules of Engagement," *Loyola of Los Angeles International and Comparative Law Journal*, vol.20, 1997, pp. 727-789.
- 38 Nico Schrijver, "Sovereignty versus Human Rights ?," (see note 6, above), pp. 347-357.
- 39 Alain E. Boileau, "To the Suburbs of Baghdad," (see note 35, above), pp. 882-883.
- 40 Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, Oxford University Press, 2000, pp. 191-193.
- 41 Jens Grimm, *Interessenpolitik im Namen der Humanität*, Freie Universität Berlin, 1995, pp. 25-62.
- 42 Eric Hoskins, "The humanitarian impacts of economic sanctions and war in Iraq," in Weiss, Thomas G. ed., *Political gain and civilian pain-humanitarian impacts and economic sanctions*, Rowman & Littlefield, 1997, pp. 96-97.
- 43 Inger Osterdahl, "By All Means, Intervene !," (see note 7, above), pp. 245-246.
- 44 Nico Schrijver, "Sovereignty versus Human Righes ?," (see note 6, above), pp. 347-357.
- 45 Inger Osterdahl, "By All Means, Intervene !," (see note 7, above), pp. 247-248.
- 46 Geff Simons, *The Scourging of Iraq, Sanctions, law and natural justice*, 2. ed., Macmillan, 1998, pp. 241-243.
- 47 Denis J. Halliday, "The Deadly and Illegal Consequences of Economic Sanctions on the People of Iraq," *The Brown Journal of World Affairs*, vol.7, no.1, 2000, pp. 229-230.
- 48 George A. Lopez, "Economic Sanctions and Genocide : Too Little, Too Late, and Sometimes Too Much," in Riemer, Neal, ed., *Protection against Genocide*, Praeger, 2000, pp. 76-78.
- 49 John Mueller and Karl Mueller, "Sanctions of Mass Destruction," *Foreign Affairs*, vol.78, no.3, 1999, pp. 48-51.
- 50 F.Gregory Gause III, "Getting It Backward on Iraq," *Foreign Affairs*, vol.78, no.3, 1999, pp. 59-65.

- 51 Amatzia Baram, "The Effect of Iraqi Sanctions : Statistical Pitfalls and Responsibility," *The Middle East Journal*, vol.54, 2000, pp. 199-214.
- 52 E/CN.4/Sub.2/2000/33
- 53 Kazuhiro Nakatani, "Economic Sanctions and Compliance : Theoretical Aspects," in Thomas J. Schoenbaum, Junji Nakagawa, Linda C. Reif, ed., *Trilateral Perspectives on International Legal Issues : From Theory into Practice*, Transnational Publishers, 1998, pp. 360-361.
- 54 Anna Segall, "Economic sanctions : legal and policy constraints," *Revue internationale de la Croix-Rouge*, vol.81, no.836, 1999, pp. 778-779.
- 55 Lutz Oette, "A Decade of Sanctions against Iraq : Never Again ! — The End of Unlimited Sanctions in the Recent Practice of the UN Security Council," *European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 97-99.
- 56 Lutz Oette, "Die Entwicklung des Oil for Food-Programms und die gegenwärtige humanitäre Lage im Irak," *ZaöRV*, vol. 59, no. 3, 1999, pp. 857-860.
- 57 Jochen A. Frowein, "Opening Remarks: Sanctions and Human Rights Law," in V.Gowlland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, Kluwer, Law International, 2001, pp. 125-127.
- 58 E/C. 12/1997/8, CESCR, General comment 8, 12 December 1997.
- 59 "The Human Rights Impact of Economic Sanctions on Iraq," Background Paper prepared by the Office of the High Commissioner for Human Rights for the meeting of the Executive Committee on Humanitarian Affairs, 5 September 2000.
- 60 S/RES/1409 (2002)
- 61 S/PV.4531
- 62 Office of the Iraq Programme, "Compendium of procedures for the processing of applications under Security Council resolutions 986 (1995) and 1409 (2002)."
- 63 Statement by Benon V. Sevan, Executive Director of the Iraq Programme at the Informal Consultation of the Security Council, Tuesday, 19 November 2002, Office of the Iraq Programme.
- 64 S/PV.4650
- 65 安保理決議1443の主文第1項の文言は以下の通り。
1. Decides to extend the provisions of resolution 1409 (2002) until 4 December 2002 ;
- 66 S/PV.4656
- 67 S/2002/515
- 68 Abbas Alnasrawi, "Iraq : economic sanctions and consequences, 1990-2000," *Third World Quarterly*, vol.22, no.2, 2001, pp. 212-213.
- 69 Roger Normand, "A Human Rights Assessment of Sanctions : The Case of Iraq, 1990-1997," in W.J.M. van Genugren and G.A. de Groot, ed., *United Nations*

- Sanctions : Effectiveness, and Effects, Especially in the Field of Human Rights, A Multi-disciplinary Approach*, Intersentia, 1999, pp. 19-20.
- 70 Erika de Wet, "Human Rights Limitations to Economic Enforcement Measures Under Article 41 of the United Nations Charter and the Iraqi Sanctions Regime," *Leiden Journal of International Law*, vol.14, 2001, pp. 284-300.
- 71 Matthew Craven, "Humanitarianism and the Quest for Smarter Sanctions," *European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 45-46.
- 72 H.C.Graf Spoelck, "Sanctions and Humanitarian Exemptions : A Practitioner's Commentary," *European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 82-83.
- 73 A/RES/56/155, 15 February 2002
- 74 Committee on Economic, Social and Cultural Rights, General Comment 12 (Twentieth session, 1999), The right to adequate food (art.11).
- 75 Commission on Human Rights resolution 2000/10.
- 76 Mary Robinson, "The Right to Food : Achievements and Challenges," Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 2002.
- 77 Anthony Paul Kearns, III, "The Right to Food exists via Customary International Law," *Suffolk Transnational Law Review*, vol.22, no.1, 1998, pp. 254-257.
- 78 Asbjørn Eide, "The human right to adequate food and freedom from hunger," in FAO *The right to food in theory and practice*, 2000, pp. 1-5.
- 79 Andrew Clapham, "Sanctions and Economic, Social and Cultural Rights," in V.Gowland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, (see note 57, above), pp. 134-137.
- 80 Hans-Peter Gasser, "Collective Economic Sanctions and International Humanitarian Law, An Enforcement Measure under the United Nations Charter and the Right of Civilians to Immunity : an Unavoidable Clash of Policy Goals?," *ZaöRV*, vol.56, no.4, 1996, pp. 880-881.
- 81 Gian Luca Burci, "Interpreting the Humanitarian Exceptions through the Sanctions Committees," in V.Gowland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, (see note 57, above), pp. 153-154.
- 82 Thomas G. Weiss, David Cortright, George A. Lopez, and Larry Minear, "Political Gain and Civilian Pain," in Weiss, Thomas G., ed., *Political gain and civilian pain*, (see note 42, above), pp. 229-231.
- 83 Jean Dupraz, "UNICEF and the Sanctions Committee- Lessons learned from Iraq," in V.Gowland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, (see note 57, above), pp. 161-163.
- 84 Eric Herring, "Between Iraq and a hard place : a critique of the British government'

s case for UN economic sanctions," *Review of International Studies*, vol.28, no.1, 2002, pp. 55-56.

85 Mary Ellen O'Connell, "Debating the Law of Sanctions," *European Journal of International Law*, vol.13, no.1, 2002, pp. 69-79.

86 Nicolas Angelet, "International Law Limits to the Security Council," in V.Gowlland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, (see note 57, above), pp. 72-74.

87 Jarna Petman, "Fighting the Evil with International Economic Sanctions," *Finnish Yearbook of International Law*, vol.10, 1999, pp. 212-213.

88 John Dugard, "Judicial Review of Sanctions," in V.Gowlland-Debbas, ed., *United Nations Sanctions and International Law*, (see note 57, above), pp. 88-89.

89 Lt.Col.Susan S.Gibson, "International Economic Sanctions : The Importance of Government Structures," *Emory International Law Review*, vol.13, no.1, 1999, pp. 179-180.

90 S/PV.4707

91 Inger Osterdahl, "By All Means Intervene !," (see note 7, above), p. 248.

92 Nico Schrijver, "Sovereignty versus Human Rights ?," (see note 6, above), pp. 356-357.

93 Alain E. Boileau, "To the Suburbs of Baghdad," (see note 35, above), pp. 893-894.

94 David Cortright, Alistair Millar, and George A. Lopez, "Smart Sanctions in Iraq : Policy Options," in David Cortright and George A. Lopez, eds., *Smart sanctions : targeting economic statecraft*, Rowman & Littlefield, 2002, pp. 202-221.

95 Cassandra LaRae-Perez, "Economic Sanctions as a Use of Force : Re-Evaluating the Legality of Sanctions from an Effects-Based Perspective," *Boston University International Law Journal*, vol.20, no.1, 2002, pp. 187-188.

96 Richard Garfield, "Health and Well-Being in Iraq : Sanctions and the Impact of the Oil-for-Food Program," *Transnational Law & Contemporary Problems*, vol.11, no.2, 2001, pp. 277-298.

97 Friedl Weiss and Paul de Waart, "International Economic Law with a Human Face : An Introductory View," in Friedl Weiss, Erik Denters and Paul de Waart, eds., *International Economic Law with a Human Face*, Kluwer Law International, 1998, pp. 1-12.

98 Edward Kwakwa, "Institutional Perspectives of International Economic Law," in Asif H. Qureshi, ed., *Perspectives in International Economic Law*, Kluwer Law International, 2002.